

02集給第12号
令和2年5月26日

東京都議会自由民主党
幹事長 鈴木 章浩 様
政調会長 小宮 あんり 様
総務会長 宇田川 聡史 様

公益社団法人集団給食協会
会長 岩見 竜 作



東京都立学校給食調理業務委託契約の変更等に関する要望書の提出について

拝啓 新型コロナウイルス感染予防対策、復興対策等の政策立案等でお忙しい中、平素より当協会の事業活動に深いご理解をいただくとともに格段のご指導をたまわり、厚く御礼申し上げます。

当協会は、東京都教育庁をはじめ各区市教育委員会の委託を受け、安全・安心、信頼できる美味しい学校給食の提供に協会及び会員各社が一体となって努力しております。

しかし、会員会社は新型コロナウイルスの感染予防対策による学校の休校により、事業収入はないが人件費、固定費の支払いはしなければならないという危急存亡の事態を迎えております。

先の見えないコロナ禍にあるとは言え、学校の長期にわたる休校は契約の前提となる仕様書の大幅な変更であり、受託者にとって経営基盤を揺るがす異常事態です。

国の令和2年3月18日から数度にわたる（令和2年3月18日付「臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食の調理業務受託者に対する配慮について（依頼）」）を受け、区市町村に対し給食調理業務受託者との協議をするよう東京都教育委員会が指導された結果、多くの区市において4月分の調理業務委託経費の支払いが開始され始めております。

しかし、東京都においては未だ東京都教育委員会との協議が始まらない状況が続いております。

ただ今の受託者の窮状をお察しいただき、4、5月分の相応の対価の支払いを確保していただくか、若しくは「東京都感染拡大防止協力金」に準じた支払い又は委託契約書第14条「天災その他不可抗力による契約内容の変更」による協議を会員会社に国の依頼に応じ速やかにご提案していただくことが相当と思ひ、業務ご多忙とは存じますが別紙のとおり要望をさせていただきます。

敬具

<連絡先>

団体名 公益社団法人集団給食協会
代表者名 会長 岩見 竜 作
担当者名 山口則夫 ・ 江原裕美
住 所 千代田区神田鍛冶町3-5-8 KDX神田北口ビル1F
電 話 03-3254-4615
FAX 番号 03-3254-2087

以上

東京都立学校給食調理業務委託契約の変更等に関する要望

私どもの基本的な考え方

昭和60年に文部省体育局通知に基づき全国に先駆けて東京都が調理業務の委託化に着手された当初から、教育庁当局のご指導の下、会員各社は給食が担う社会的な役割を全うし、より高品質な業務遂行を確保するため、給食現場で業務に当たる調理従事者の安定的な確保と配置、またこれを支える社内体制を構築し受託業務を遂行してまいりました。

しかし、このコロナ禍の中、4、5月分の相応の経費支払いが行われないと会員会社の経営基盤を揺るがしかねない事態となることが想起されます。

以下の理由により、4、5月分の相応の経費支払い若しくは「東京都感染拡大防止協力金」に準じた4、5月分の支払いを確保していただくか、契約変更を会員会社へ提案していただければ幸甚に存じます。

1 4、5月分の経費支払い及び契約変更の理由

契約期間の実質的減少は、委託者側に下記の理由による4、5月分の相応の経費支払い若しくは契約変更の提案を求めています。

(1) 契約期間の減少（第13条：契約内容が不相当）

1年間（12ヶ月）の契約期間が10ヶ月となり2ヶ月減少したが、入札金額の算出は12ヶ月を基本に算出したものを単価割したままである。

(2) 当初の推定総金額から著しく減少する。（第19条：推定総金額の減少）

4、5月分の発注休止により、推定総金額の著しい減少が見込まれる。

(3) 通年を通した給食調理員の確保（第13条：必要があると認めた時）

東京都は学校給食調理経験者を学校給食調理員として雇用するよう求めています。このため、他県及び区市町立学校以上に限られた人材確保のための措置として通年採用をせざるを得ません。また、4、5月分についても給料等を支給しています。

(4) 学校給食調理体制維持を求められている。

常に万全の学校給食調理体制を維持するよう心掛けているところですが、東京都教育委員会においては、令和2年4月6日付の事務連絡において、都立学校給食がいつでも再開できるよう学校給食調理体制の維持を求めています。

(5) 安全・安心できる給食の担保

管理経費（検便、研修、労務管理等）は通年にわたる経費です。

2 4、5月分の経費支払内容

4、5月分について、当然実施していたであろう実施予定日数相当の経費若しくは「東京都感染拡大防止協力金」に準じた金額を支払っていただきたい。

3 契約変更内容

令和2年度については10ヶ月を基本に算出すべきであるので、新たに単価を算出し契約変更を提案していただきたい。

算出方法としては現行契約単価に12ヶ月をかけ年額を算出し、その年額を10ヶ月で割って新変更単価とすることや下記<変更例>も考えられる。

<変更例>

○現契約

現契約調理単価 (A) × 現予定数量 (C) = 現推定金額 (E)

現契約特別清掃単価 (B) × 現予定数量 (D) = 現推定金額 (F)

○変更契約

(E) ÷ 変更予定数量 (c) = 変更契約調理単価 (a)

(F) ÷ 変更予定数量 (d) = 変更契約特別清掃単価 (b)

令和2年度については6月以降の調理・清掃回数を基本に算出すべきである。

以上、私どもの意とするところをご斟酌いただき、4、5月分の相応の経費支払い若しくは「東京都感染拡大防止協力金」に準じた4、5月分の支払いを確保していただくか、契約内容変更のご提案を会員会社にしてくださるようお願いいたします。

<参考：委託契約書（単価）>

第1条 4項 この契約書に定める 一略一 協議 一略一 は書面により行わなければならない。

第4条 この契約の履行に関して発生した損害については 一略一 ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては委託者が負担する。

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

第18条2項 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第19条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる

1号 第13条の規定により、委託者が履行を一時中止させ、又は、一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

2号 第13条の規定により、委託者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の推定金額から著しく減少することとなるとき。